

# 特別区区民葬儀における新たな助成制度について

区民葬儀を利用した方で、令和8年4月1日以降に特別区が指定する民間火葬場（町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場）を利用した方に対して、助成金を支給します。

## 助成対象者※

- (1) 区民葬儀券のうち、祭壇券または霊柩車券を利用したこと
- (2) 対象となる民間火葬場を利用し、他の公的制度の適用を受けている料金を除く、最も低廉な火葬料金を支払ったこと
- (3) 逝去者または火葬を執り行った方が特別区内に住民登録を有していること

※上記(1)から(3)のすべてを満たした場合

## 対象となる火葬場

町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場

## 助成限度額

亡くなられた方が大人の場合は27,000円、小人の場合は15,000円

## 申請方法等

詳細については決まりしだい区ホームページ等で公表

## 問い合わせ先

大田区役所 地域力推進課 地域力推進担当（庶務）

TEL (03) 5744-1222

FAX (03) 5744-1518